

1 いじめ防止基本方針策定に当たって

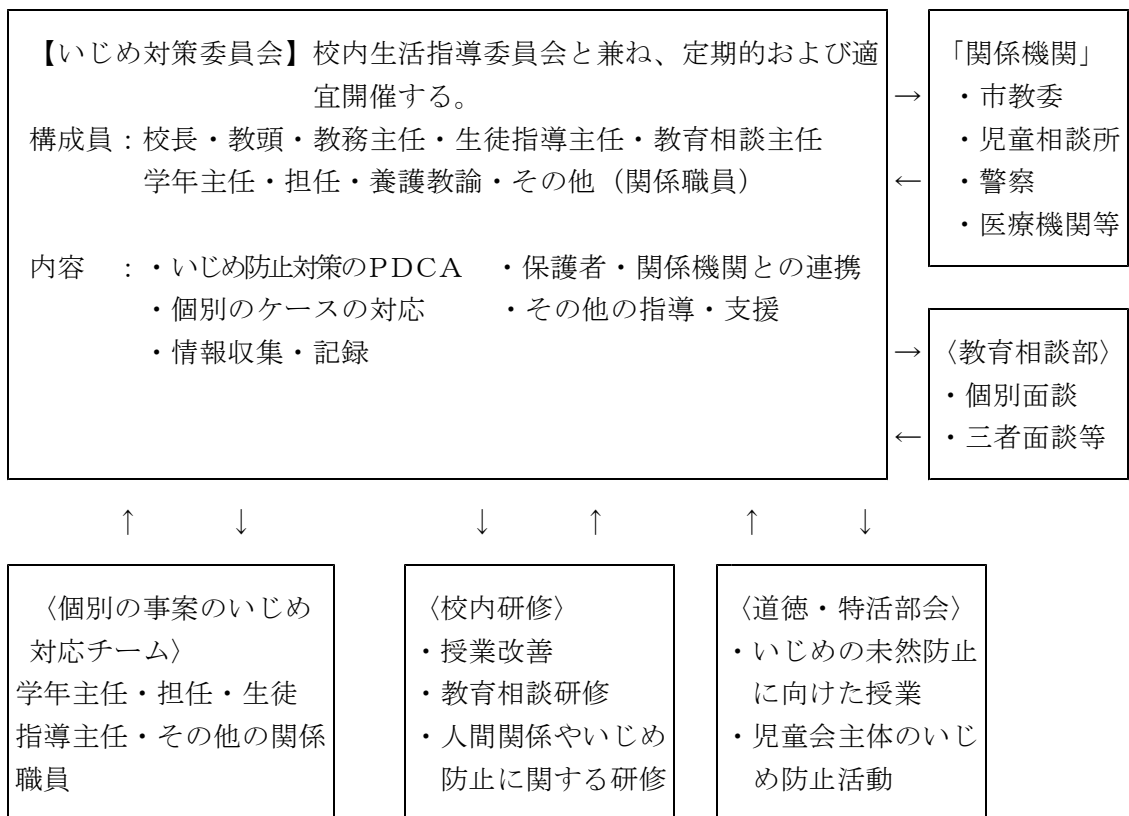
(1) 広瀬小学校の基本的な考え方

- ①いじめは不条理で決して許されない行為である。特に学校という教育の場でこのような行為が行われることは、恥ずべき重大事である。本校はこのような行為が絶対にない学校づくりを進める。
- ②上記の目標を達成するために全ての教育活動の土台として、教師と児童、児童同士の良好な人間関係づくりを行う。万が一いじめが発生した際に備えて、早期発見・早期解決できる組織と対策を整える。

(2) 目指す児童像

- いじめを許さない勇気のある子【勇気】
- 人のいたみを感じる思いやりのある子【思いやり】
- いじめをやめさせるために力を合わせられる子【協力】

2 組織及び校内体制



3 いじめの未然防止

(1) 基本方針

本校は、人間尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、以下の方針のもと、いじめ防止活動を推進する。

①授業：学習規律の確保 わかる授業 学び合いのある授業

②集団作り：生活規律の確保 認め合える集団 協力できる集団

思いやりのある集団

- ・児童の主体的ないじめ防止活動
- ・道徳、特別活動を通して、高い規範意識や個人と個人および集団のより良いあり方について話し合う学習
- ・クラスや学年等で力を合わせる活動

③その他の自己有用感を育てる活動

- ・係や委員会活動の充実
- ・互いの良いところ目向ける活動

(2) 指導計画・研修計画・・・別紙

(3) 保護者・地域・他校との連携

- ・学習参観・学級懇談・PTA総会
- ・上川淵地区のびゆく子どもの集い
- ・学習参観・学級懇談会
- ・前橋地区いじめ防止フォーラム
- ・小学校水泳記録会
- ・広瀬小学校運動会
- ・前橋市特別支援学校・学級合同運動会
- ・上川淵地区運動会
- ・前橋祭り
- ・前橋市小学校陸上記録会
- ・前橋市児童生徒音楽会
- ・まえばし教育の日
- ・上川淵地区文化祭
- ・広瀬小学校教育相談日
- ・前橋市児童生徒図工美術作品展
- ・広瀬小学校学校公開日
- ・特別支援学級・特別支援学校図画工作作品展
- ・学習参観
- ・毎月1回ボランティアによる読み聞かせ
- ・毎月空き缶回収
- ・年間8回の地域小・中学校長による情報交換会

(4) 校内研修

4 いじめの早期発見

(1) 基本方針

いじめは起こらないようにする未然防止が最も重要であるが、万が一発生してしまつた場合は、早期に発見し児童への影響を最小限にとどめなければならない。

そこで、細心の注意をはらいながら次のことに取り組む。

(2) 児童のささいな変化に気づくための取組

- ①日常生活における見取り
- ②打ち合わせによる情報交換（毎週木曜日）
- ③いじめ対策委員会（校内生活指導委員会）における情報交換（月一回、適宜）
- ④生活アンケート（毎月）
- ⑤教育相談（11月13日～17日、適宜）
- ⑥保護者・地域との日常的な連携

(3) 情報を確実に共有するための取組

- ①打ち合わせによる情報交換（毎週月曜日）
- ②いじめ対策委員会（校内生活指導委員会）における情報交換（月一回）
- ③職員会議（月一回）

(4) 情報に基づいた対応の方針を立案実施

- ①いじめ対策委員会で方針立案
- ②事案に応じたチームでの対応

5 いじめに対する対応

(1) 基本方針

「いじめ対策委員会」が「生活アンケート」等の情報からいじめとして対応すべきか判断し、チームで早期解決に取り組む。

- ①いじめ対策委員会による判断
- ②事案に応じた対応チームの決定
- ③チームによる具体的対応
- ④具体的対応についての対策委員会による検証
- ⑤必要に応じて方針、チームのメンバー、対応の変更
- ⑥④、⑤のサイクル

※必要に応じて関係機関も入れた個別サポートチームを立ち上げる。

(2) 重大事態発生の場合

重大事態が発生した場合、市教育委員会（学校問題対策専門委員会）、県教育委員会、その他の関係機関と連携して対応する。

- ①市教育委員会への報告
- ②市教育委員会と連携した対応
- ③いじめ対策委員会を中心とした組織的な対応（市教育委員会の支持に沿って行う）
 - ・関係児童並びに全職員に対する聞き取り調査の実施

- ・児童へのアンケート調査の実施
- ・関係児童の保護者への連絡・対応
- ・市教育委員会と連携した保護者・地域・報道機関等への対応
 - *報道機関への対応は、校長を窓口とする。
- ・関係児童及び保護者への心のケア
- ・他の児童への対応と心のケア

(3) その他

○関係機関連絡先

- ・前橋市こども課こども相談支援係 2 2 0 - 5 7 0 2
- ・前橋東警察署 2 2 5 - 0 1 1 0
- ・群馬県中央児童相談所 2 6 1 - 1 0 0 0

6 その他

(1) 評価と改善

月1回のいじめ対策委員会と適宜開くいじめ対策委員会において対応の評価と必要に応じた改善を行う。

- (視点) ①いじめの早期発見・早期対応の体制
 ②いじめをおこさないための日常の教育活動
 ③いじめが発生してしまった際の対応の在り方

(2) 保護者・地域への情報発信

- ・「いじめ防止基本方針」をホームページに掲載し、学校の基本的な考え方や対策等について保護者に伝える。
- ・6年生親子行事において、インターネット、携帯電話の危険性に関する講演会を実施し、ネットによるいじめの危険性を親子で学ぶ。